

第四次川越市スポーツ推進計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル 質問に対する回答

No.	質問受付日	資料名等	項目	質問	回答
1	5月21日	仕様書 (業務内容) 第4条	(1)	「川越市のスポーツ及び健康に関する各種データの整理、分析、課題の抽出等」においてスポーツに関する市民意識調査の結果はいただけるのですが、その他、市はどのようなデータをお持ちですか、今回の計画策定で使いたいデータなどありましたら名称だけでもお教えてください。	仕様書にあるとおり、受注者より状況分析に必要と認められる具体的なデータを市に要望いただき、当該データの有無や提供可否についてお答えする形となります。市の他計画策定やアンケートにより収集したデータについても、法令や契約等に反しない限りにおいて活用することを想定しています。 その他、国、埼玉県、民間企業等で保有する情報で、業務において使用するデータについては、参加事業者に提案いただくことを想定しています。
2	5月21日	仕様書 (業務内容) 第4条	(2)	「関係者の役割分担」とありますが、想定される関係者の範囲をお教えてください。	想定される関係者としては、市内スポーツ団体、民間企業、行政機関、その他プロスポーツチームや各種目のトップチームを想定しています。これに加えて、参加事業者において提案があれば、「業務実施の手法」として、別に提案いただいても差し支えありません。
3	5月21日	仕様書 (業務内容) 第4条	(3)	現状において、市の実施している施策、事業、及び施設整備の財源、体制、制度を確認の上、+αを考えていく形となりますが、現状については、川越市の情報をいただけるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、財源、体制、制度に関しては、国、埼玉県、他自治体の情報も調査・整理いただくことを想定しています。

No.	質問受付日	資料名等	項目	質問	回答
4	5月21日	仕様書 (業務内容) 第4条	(4)	施設整備の候補となる施設は決まっていますでしょうか、その場合、検討はどこまで進んでいるか、川越市の情報をいただけるという理解でよいでしょうか。	アンケートの結果等を踏まえ、必要な施設を検討いただくことになります。
5	5月21日	仕様書 (業務内容) 第4条	(5)	公共施設等総合管理計画、個別施設管理計画等で、「既存施設の大規模改修」の優先順位は検討されていますでしょうか。検討が進んでいるところまでは、川越市の情報をいただけるという理解でよいでしょうか。	公共施設等総合管理計画、個別施設管理計画については、市公式ホームページに掲載されておりますので、参照ください。 なお、令和8年度以降におけるスポーツ施設における優先順位に関しては設定されていないため、本件業務を通じて検討することになります。
6	5月21日	仕様書 (業務内容) 第4条	(6)	現在運営している川越市の行政評価システムについては市の情報がいただけるということでしょうか。また、第三次計画の進捗管理はどのようにしているか公開されている資料がありましたら、お教えてください。	スポーツに関する事務事業評価に関して、直近の状況については、必要に応じ、契約締結後に提供することを想定しています。 第三次川越市スポーツ推進計画の進捗管理に関しては、川越市スポーツ推進審議会の資料として、市公式ホームページに公開しています。
7	5月21日	仕様書 (業務内容) 第4条	(7)	「報告書、計画素案等の作成」とありますが、報告書は(1)～(6)のまとめ、計画素案は、第四次川越市スポーツ推進計画の素案、という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	質問受付日	資料名等	項目	質問	回答
8	5月21日	仕様書	委託期間	次期計画の始期は令和8年度とされています。本業務の委託期間は素案までの作成で令和6年度中で終了し、以降の作業は令和7年度に貴市にて行われる認識でよろしいでしょうか。	本業務は、基礎的データの調査・分析、情報の収集、課題の抽出とその対応策等を検討し、素案の作成までを行うことを想定しています。原案や計画自体の策定は次年度となります。 なお、次年度に業務を委託するか否かについては、現時点では未定です。
9	5月21日	仕様書	業務内容	計画策定に関する会議体、市民意見公募、答申の時期をお教えてください。また、会議運営支援は業務に含まれますでしょうか。	会議体については、審議会として川越市スポーツ推進審議会が、庁内会議としては課長級の検討委員会及び担当者による検討部会があります。また、意見公募に関しては、令和7年12月頃、答申に関しては、令和8年に入ってからを想定しています。 会議支援業務に関しては、必須とはしておりません。会議支援を想定している場合は、独自の提案として具体的にお示しください。
10	5月21日	仕様書	成果品	「(1) 報告書（本計画の素案を含む。）」に記載すべき具体的な事項と想定ページ数をお教えてください。また、製本方法に指定はありますでしょうか。	報告書に記載すべき事項は、「本計画の素案」に加え「契約締結後、素案作成までの業務の経緯が分かる事項」を想定しています。例えば、各種打合せの記録や資料についても報告書に含めていただくこととなります。ページ数、製本方法に関しては、必要事項が記載されていれば、指定はありません。